

事務局長	書記

## 伊豆の国市農業委員会11月定例会議議事録

開催日時 令和7年11月10日(月)  
 午後2時30分～午後4時30分  
 場所 あやめ会館3F多目的ホール

出席委員： 13人 欠席： 1人

No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名
1	遠藤照彦	5	松下満雄	9	土田哲	13	萩原一英	事務局	小坂高一郎
2	山田尚志	6	與五澤文義	10	窪井千容	14	鈴木宗雄		小澤竜哉
3	中川謙一	7	渡邊伸一	11	天野進				福本南斗
4	土屋克彦	8	内田久	12	星合省吾				

推進委員： 10人 欠席： 1人

No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名
1	杉山芳喜	4	岡本仁	7	渡邊光一	10	土屋栄
2	白井孝	5	久保田正一	8	田中正男	11	重田庄八郎
3	高梨誠	6	渡邊一弘	9	平木宏		

### 議事の内容

審議案件 議案第1号 農地法第3条許可申請書承認の件・・・・・・・ 2件  
 議案第2号 農地法第5条許可申請書承認の件・・・・・・・ 4件

報告事項 農地法届出書(専決事項)について

報告第1号 農地法第4条届出書受理の件・・・・・・・ 1件  
 報告第2号 農地法第5条届出書受理の件・・・・・・・ 3件

その他 農業委員・農地利用最適化推進委員の選任について

令和7年度農業委員会視察研修について

開会 事務局長	<p>ただ今から11月定例農業委員会を開催します。</p> <p>なお、各委員の皆様におかれましては、携帯電話をマナーモードへの切り替えをお願いいたします。</p> <p>本日、農業委員の過半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立しておりますことを報告します。</p> <p>それでは、会長の進行により、慎重なる審議の程、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
議事録署名人指名 会長	<p>それでは議事に入ります。議事録署名人を指名致します。7番渡邊委員、8番内田委員を議事録署名人に指名いたします。では、議案第1号に入ります。</p>
審議案件 【議案第1号】 会長	<p>○ 【議案第1号 農地法第3条許可申請書承認の件】</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請書承認の件」を議題とします。</p> <p>議案第1号34番について、事務局より概要説明をしてください。</p>
事務局	<p>議案第1号34番について「朗読」</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可」の34番について説明します。場所と写真は資料番号①をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧ください。</p> <p>譲受人の経営面積は0m<sup>2</sup>ですが、本案件で1440m<sup>2</sup>になります。譲受人の年齢は64歳で、農作業経験は40年あり、農地の管理能力については営農計画書により問題ないことを確認しました。申請地においては露地野菜を栽培する予定です。申請地は自宅から車で15分の距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。賃料は年間5千円です。事務局からの説明は以上です。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、田中山地区の担当委員は11番天野委員です。よろしくお願ひします。</p>
天野委員	(議案第1号34番農地法第3条許可について説明)
会長	<p>担当委員からの補足説明が終わりました。続いて田中山地区担当の土屋推進委員から意見をお願いします。</p>
土屋推進委員	(議案第1号34番農地法第3条許可について意見)
会長	<p>推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。</p>
会長	<p>質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。</p>
会長	<p>質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。</p>
	(挙手全員)
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、本案件は承認されました。</p> <p>議案第1号35番について、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第1号35番について「朗読」</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可」の35番について説明します。場所と写真は資料番号②をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧ください。</p> <p>譲受人の経営面積は0m<sup>2</sup>ですが、本案件で1968m<sup>2</sup>になります。譲受人の年齢は45歳で、農作業経験は10年あり、農地の管理能力については當農計画書により問題ないことを確認しました。申請地においては露地野菜を栽培する予定です。申請地は徒歩で3分の距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。今回は贈与のため無償です。事務局からの説明は以上です。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、田京地区の担当委員は4番土屋委員です。よろしくお願ひします。</p>
土屋委員	<p>(議案第1号35番農地法第3条許可について説明)</p>
会長	<p>担当委員からの補足説明が終わりました。続いて田京地区担当の高梨推進委員から意見をお願いします。</p>
高梨推進委員	<p>(議案第1号35番農地法第3条許可について意見)</p>
会長	<p>推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。</p>
会長	<p>質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。</p> <p>質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。</p>
会長	<p>(挙手全員)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、本案件は承認されました。</p>
【議案第2号】会長	<p>○【議案第2号 農地法第5条許可申請書承認の件】</p> <p>議案第2号「農地法第5条許可申請書承認の件」を議題とします。</p> <p>議案第2号5番について、事務局より概要説明をしてください。</p>
事務局	<p>議案第2号5番について「朗読」</p>

	<p>「営農型太陽光発電施設」とは、農地に支柱を建てて、営農を継続しながら上部空間に設置する太陽光発電を行う施設であります。転用の面積については、支柱の面積とし、一時転用扱いとするものです。今回の場合は転用面積である1.389047m<sup>2</sup>とは、土地に建っている支柱、レースウェイ、電柱の断面積の総面積です。なぜ一時転用であるかについては、施設の特徴が営農型であることに起因し、営農が継続されていることを毎年報告する義務が課せられていること、施設も簡易な構造であること、営農ができない場合、速やかに施設を撤去し農地を回復する必要があることから、3年以内の一時転用、再度の一時転用を認めているものです。</p> <p>転用の更新に際して、支柱が発電施設を支えるための機能を備えているか、営農が継続されており、義務とされた報告が確実になされているか、営農型太陽光発電を廃止する場合には当該施設を速やかに撤去し、農地として利用できる状態に回復するかの確認を行いました。また、下部農地での単収が同じ年の地域の同じ農作物の平均的な単収と比較して概ね2割以上減収していないかについては、昨年度状況報告にて少量ではありますがプラムの収穫が報告されており、今後収量が増えていくことが予想できるほか、営農計画書にて問題ないことを確認しました。また、露地野菜栽培エリアでは、問題なく栽培されていることを確認しました。</p> <p>営農型太陽光発電は、発電しつつ営農も行うものであり、発電することが主体ではなく、営農が主体である転用事案は言うまでもありません。このことから、毎年作付け、収穫の報告を求めるものであって、発電に係る要因が農地及び隣接農地に影響がないことが大前提であります。隣接農地は水路により隔離し、影響なく水稻栽培が行われていることを確認しました。以上のことを踏まえ、農地法第5条一時転用(更新)については問題ないと考えます。賃料は年間3万円です。</p> <p>現地確認については、11月6日(木)に松下委員、岡本推進委員と行っております。事務局からの説明は以上です。</p>
会長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、奈古谷地区の担当委員は5番松下委員です。よろしくお願ひします。
松下委員	(議案第2号5番農地法第5条許可について説明)
会長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて奈古谷地区担当の岡本推進委員から意見をお願いします。
岡本推進委員	(議案第2号5番農地法第5条許可について意見)
会長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べた上で発言してください。
会長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。

	<p>続いて議案第2号の6番について、●●推進委員は貸人に該当するため、農業委員会等に関する法律第31条「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当しますので退席してください。</p> <p>(●●推進委員退席)</p>
会長	それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案第2号6番について「朗読」</p> <p>議案第2号「農地法第5条許可」の6番について説明します。場所と写真は資料番号④をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧ください。</p> <p>初めに、転用面積が30aを超える案件については静岡県農業委員会ネットワーク機構の意見を聞かなければならないこととされております。本案件は30aを超えるため、本日の会議で審議いただき、承認された場合、静岡県農業委員会ネットワーク機構の常設審議委員会で意見聴取します。意見聴取の回答に問題がなければ許可することとなります。</p> <p>借人は市内で建築業を営む法人です。申請目的は、申請法人が請け負う工事の残土処分及び農地造成です。この度、当該地を適地と定め申請に及んだものであります。</p> <p>申請地は、農振農用地であり、原則として転用は許可されない農地ですが、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められたものであり、かつ農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、不許可の例外に該当すると考えます。</p> <p>農地法第4条第6項第3号から第6号までの各号にも該当しないため、本案件は立地基準、一般基準ともに問題ないと考えます。</p> <p>使用貸借のため賃料は発生しません。現地確認については、11月6日(木)に星合委員、●●推進委員と行っております。事務局からの説明は以上です。</p>
会長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、浮橋地区の担当委員は12番星合委員です。よろしくお願いします。
星合委員	(議案第2号6番農地法第5条許可について説明)
会長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて推進委員の補足説明ですが、浮橋地区担当の●●推進委員は現在退席しているため、質問に移りたいと思います。
	質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
委員	(質問等)
事務局	(回答)
委員	(質問等)
事務局	(回答)
会長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名

	<p>を述べた上で発言してください。</p>
会長	<p>質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、本案件は承認されました。</p> <p>続いて議案第2号第7番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号7番について「朗読」</p> <p>議案第2号「農地法第5条許可」の7番について説明します。場所と写真は資料番号⑤をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧ください。</p> <p>賃借人は市内で清掃・草刈り事業等を行う公益社団法人です。法人が伐採した草木等の一時仮置場とするため、当該土地の一時転用申請が提出されました。</p> <p>申請地は、農振農用地であり、原則として転用は許可されない農地ですが、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められたものであり、かつ農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、不許可の例外に該当すると考えます。また、農地法第4条第6項第3号から第6号までの各号にも該当しないため、本案件は立地基準、一般基準ともに問題ないと考えます。</p> <p>賃料は年間5万円です。現地確認については、11月6日（木）に天野委員、土屋推進委員と行っております。事務局からの説明は以上です。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、下畠地区の担当委員は11番天野委員です。よろしくお願いします。</p>
天野委員	<p>(議案第2号7番農地法第5条許可について説明)</p>
会長	<p>担当委員からの補足説明が終わりました。続いて下畠地区担当の土屋推進委員から意見をお願いします。</p>
土屋推進委員	<p>(議案第2号7番農地法第5条許可について意見)</p>
会長	<p>推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。</p>
	<p>質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べた上で発言してください。</p>
会長	<p>質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p>

会長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 続いて議案第2号第8番について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案第2号8番について「朗読」</p> <p>議案第2号「農地法第5条許可」の8番について説明します。場所と写真は資料番号⑥をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧ください。</p> <p>借人は市内で建築業を営む法人です。本申請は、申請法人が請け負う工事に伴い発生する、工事残土の一時仮置き場として使用するための申請となります。</p> <p>申請地は、農振農用地であり、原則として転用は許可されない農地ですが、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められたものであり、かつ農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、不許可の例外に該当すると考えます。</p> <p>また、本申請に伴う転用期間は3年間であり、申請日以前より無断で転用を行っていたため、始末書が提出されています。</p> <p>農地法第4条第6項第3号から第6号までの各号にも該当しないため、本案件は立地基準、一般基準ともに問題ないと考えます。</p> <p>使用貸借のため賃料は発生しません。現地確認については、11月6日(木)に内田委員、渡邊光一推進委員と行っております。事務局からの説明は以上です。</p>
会長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、富士見地区の担当委員は8番内田委員です。よろしくお願いします。
内田委員	(議案第2号8番農地法第5条許可について説明)
会長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて富士見区担当の渡邊光一推進委員から意見をお願いします。
渡邊光一推進委員	(議案第2号8番農地法第5条許可について意見)
会長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べた上で発言してください。
会長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。
会長	○【報告事項 農地法届出(専決事項)について】 報告事項について事務局報告をしてください。

	なお、質問は事務局報告後一括して行いますので、報告番号を示し質問を行ってください。
【報告第1号】 事務局	<p>農地法第4条届出書受理の件について5番を「朗読」。 転用目的は貸駐車場敷地です。令和7年9月25日付、伊国農委第4号受理番号第5号にて受理しました。</p>
【報告第2号】 事務局	<p>農地法第5条届出書受理の件について16番を「朗読」。 転用目的は住宅敷地です。令和7年9月29日付、伊国農委第5号受理番号第16号にて受理しました。</p>
	農地法第5条届出書受理の件について17番を「朗読」。 転用目的は駐車場敷地です。令和7年10月2日付、伊国農委第5号受理番号第17号にて受理しました。また、既に転用されていたため、顛末書が提出されています。
	農地法第5条届出書受理の件について18番を「朗読」。 転用目的は貸駐車場敷地です。令和7年10月16日付、伊国農委第5号受理番号第18号にて受理しました。
会長	事務局の説明が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会長	質問は無いようですので、続いて、質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会長	質問はないようですので報告事項を終わります。
会長	続きまして、農用地利用集積等促進計画案について、市長より意見を求められています。 それでは事務局説明をお願いします。
事務局	農用地利用集積等促進計画案を「朗読」
会長	事務局の説明が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
委員	(質問等)
事務局	(回答)
会長	質問は無いようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会長	質問が無ければ採決に入ります。農用地利用集積等促進計画案について、異議なしの意見を提出することに賛成される農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案は異議なしとして提出します。
会長	その他事務局より何かありますか。

その他 事務局長	○農業委員・農地利用最適化推進委員の選任について ○令和7年度農業委員会視察研修について
閉会 事務局長	以上で今月の案件は全て終了いたしました。長時間にわたるご審議ありがとうございました。 次回は令和7年12月10日(水)午後2時30分から定例農業委員会を行う予定です。時間の変更がある場合は開催通知でお知らせします。場所はあやめ会館3階多目的ホールです。それでは11月の定例総会を閉会します。本日はありがとうございました。

上記のとおり相違ないので、署名する。

令和 年 月 日

会長 氏名 \_\_\_\_\_  
議事録署名人

番 氏名 \_\_\_\_\_

番 氏名 \_\_\_\_\_